

# 給水装置の管理区分について

配水管から分岐して各家庭まで水道水を供給する施設を「給水装置」といいます。給水装置は条例第22条により水道使用者等が管理することになっており、その管理区分については下記のとおりです。

○町が管理する部分・・・メーターまでの給水管、分水栓、乙止水栓、丙止水栓。

○水道使用者等が管理する部分・・・メーターから給水栓までの給水管、メーターボックス、給水栓、その他附属用具等。

